

## 教えて！国民年金 国民年金保険料の追納制度をご存じですか？

国民年金には、さまざまな免除制度や猶予制度がありますが、この制度を利用した場合、受け取る年金額は、保険料を全額納付した場合より少なくなります。こうした事態の救済措置として、10年以内（例えば、平成22年2月分は平成32年2月末まで）であれば、後からでも保険料の納付（追納）ができるようになっています。

将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

なお、免除や納付猶予などの承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

### 主な免除制度・猶予制度

- 申請免除制度…経済的な理由などで保険料を納めることが難しい場合
- 法定免除制度…障害基礎年金の受給者などのための制度
- 若年者納付猶予制度…若年層（20歳代）の保険料納付を猶予する制度
- 学生納付特例制度…学生を対象とした制度

※すべて申請が必要です。

\*詳しくは、保険年金課、各支所または諫早年金事務所（☎0957-25-1666）にお問い合わせください。

## 障害者相談支援事業所をご存じですか？

市では、障害者の福祉サービスの利用や専門機関の紹介などの相談業務を「たすかる相談支援事業所」に委託しています。専門のスタッフが、皆さんの不安や悩みなどを一緒に考え、皆さんの暮らしがより快適となるようお手伝いします。

相談は、直接来ていただくほか、電話でも受け付けています。また、家庭訪問も必要に応じて行っています。なお、相談の内容など、秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

### こんな不安や悩みはありませんか？

障害者手帳や障害年金の申請手続きを手伝ってほしい／昼間に通う場所や住居の情報提供／仕事を探している／日常生活の困っていることで相談したいなど。

☎ 月～金曜日 午前8時～午後5時

☎ たすかる相談支援事業所

☎ 0957(82)4870

南島原市有家町中須川183番地



## 南島原警察署からのお知らせ

☎ 南島原警察署 ☎0957(86)2110

安全・安心な南島原市をめざして

南島原市では、高齢者（65歳以上）が人口の3割を超える超高齢化社会を迎えています。高齢者自身が、被害者あるいは加害者となる犯罪や交通事故が後を絶ちません。

この状況を打開するため、関係機関・団体が有機的に連携し、情報を共有することを目的に、8月11日、標記ネットワークを発足しました。（南島原警察署、南島原市、民間団体など14機関・団体）

今回の発足で…

- 高齢者に係る犯罪および交通事故の被害（加害）防止
- 高齢者に係る各種相談事案への迅速・適切な対応と早期解決

が進み、高齢者が住みよい「安全・安心な南島原市」となることが期待されます。

「振り込め詐欺の電話があった」「必要で多額の商品を無理やり購入させられた」などの問題でお困りの人は、南島原警察署・南島原市など参加機関へご相談ください。

## あなたもまちづくりに取り組みませんか？ 南島原市協働の まちづくり事業

☎ 企画振興課 ☎050(3381)5030

市民が主体的に行う公共性・公益性の高いまちづくり事業に対し、南島原市協働のまちづくり事業補助金を交付します。

※対象となる事業や申請の方法など、詳細はお問い合わせください。

### 南島原市協働のまちづくり事業補助金

●補助金：30万円限度

（補助率は10分の10以内）

※平成21年度は、耕作放棄地活用花いっぱい運動事業として、南島原環境循環ネットワークが市内にひまわりの植栽を行いました。



平成20年3月に策定した南島原市総合計画の基本理念に、【南向きに生きよう！「みんなが主役」市民協働のまちづくり】と掲げました。平成21年3月に策定した協働のまちづくり推進指針は、市民協働のまちづくりの理念や推進する方向性などを取りまとめたものです。※推進指針は、市のホームページをご覧ください。

## 耕作しなくなった農地は、 南島原市農地銀行に 登録しましょう

☎ 農業委員会事務局 ☎050(3381)5090

農業委員会では、農地銀行を運営し、農地に関する情報のお知らせや仲介を行っています。農地を「貸したい」「借りたい」「売りたい」「買いたい」人は、ぜひご利用ください。

なお、農地銀行への登録は、随時受け付けています。まずは農業委員会にご相談ください。

☎ 農家の農地に関する情報（貸借、売買）を収集し、情報提供者の了解をえて公開します。農業委員と連携して、農地の仲介や相談に応じます。

### ●現在の状況

- ・農地の登録筆数：123筆（841アール）
- ・貸借が成立した農地：36筆
- ・売買が成立した農地：1筆



### 農業委員会からのお知らせ

耕作証明書は、農業委員会では発行していません。各支所で手続きをお願いします。

## 日本脳炎予防接種の お知らせ

☎ こども未来課 ☎050(3381)5050

日本脳炎の予防接種については、ADEM（急性散在性脳脊髄炎）などの副反応があったため、平成17年5月30日から平成22年3月31日までの間、接種の積極的勧奨（皆さんへの接種を勧めること）を差し控えていました。

この間、接種機会を逃した人への救済措置として、次の年齢の人は、第1期（全3回）の不足分を接種することができるようになりました。

### ●対象者

- 9歳から13歳未満の人
- 生後6カ月から9カ月未満の人は、定期の予防接種として、今までどおり接種することができます。
- 現在、生後90カ月から9歳未満の人は、今回の対象となりません。9歳から13歳の間に接種してください。

### ●接種方法

- 協力医療機関で接種してください。（要予約。予約票は支所および市民サービス課（西有家庁舎）に備えています）
- 第2期（9歳から13歳未満）についても、定期の予防接種として接種することができますようにになりました。